

京都市告示第339号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年9月13日

京都市長 門川大作

- 1 道路の種類 府道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
神山岩倉停車場線	左京区岩倉幡枝町132番地の5地先から	旧	メートル 33.20	メートル 4.45 ~ 5.10
	同町132番地の3地先まで	新	33.20	6.00 ~ 6.01
伏見柳谷高槻線	伏見区羽東師鴨川町229番地の1地先内	旧	7.80	32.00
		新	7.80	32.50 ~ 32.80

2 道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
松尾御陵緯36号線	西京区御陵塚ノ越町11番地の7地先内	旧	メートル 3.60	メートル 5.21
		新	3.60	6.21 ~ 9.00
深草経152号線	伏見区深草向川原町42番地の13地先から 同町42番地の24地先まで	旧	25.80	4.85 ~ 4.90
		新	25.80	6.00 ~ 6.01
山崎町通	伏見区山崎町343番地の1地先内	旧	22.50	4.00
		新	22.50	3.98 ~ 4.01
外環状線	伏見区羽束師鴨川町229番地の1地先内	旧	7.80	32.00
		新	7.80	32.50 ~ 32.80
淀21の1号線	伏見区淀池上町105番地の5地先から 同町105番地の3地先まで	旧	26.20	4.10 ~ 4.40
		新	26.20	6.00 ~ 6.50

(建設局土木管理部道路明示課)